

行政組織の新設改廃状況報告書

令和6年10月1日から

同年11月27日まで

令和6年12月

第216回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日から同年11月27日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

1 農林水産省

農林水産省の所掌事務の的確な遂行を図るため、水産庁漁港漁場整備部の所掌事務に、水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。）の振興に関する事務の総括に関する事務を追加する等所要の規定整備を行った。

また、同庁漁政部及び資源管理部の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和6年10月1日）

（農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第307号））

2 国土交通省

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、札幌航空交通管制部を廃止した。

（令和6年10月1日）

（国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第308号））

3 防衛省

防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁次世代装備研究所を廃止するとともに、同庁に新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所を設置した。

また、同庁技術戦略部、航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和6年10月1日）

（防衛省組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第293号））